

装装装第11104号
30.8.8

一部改正 装官総第5085号
令和2年3月31日

一部改正 装装装第17886号
令和2年12月25日

防 衛 技 監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官 殿
長官官房監察・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各 部 長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公 印 省 略)

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する事務処理要領について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

なお、防衛省が開発した航空機等の民間転用に係る技術資料等の利用に関する事務処理要領について（装装装第10197号。28.7.15）は廃止する。

添付書類：別紙

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する事務処理要領について

(目的)

第1 この通達は、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第291号。30.8.8。以下「事務次官通達」という。）第12項の規定に基づき、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する防衛装備庁における手続の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業開示申請 事務次官通達第3項に規定する企業開示申請をいう。
- (2) 企業開示申請書 事務次官通達第3項に規定する書面をいう。
- (3) 第三者開示申請 事務次官通達第4項に規定する第三者開示申請をいう。
- (4) 第三者開示申請書 事務次官通達第4項に規定する書面をいう。
- (5) 部外転用申請 事務次官通達第2項第4号に規定する部外転用申請をいう。
- (6) 部外転用申請書 事務次官通達第5項に規定する書面をいう。
- (7) 使用申請 事務次官通達第7項第2号に規定する申請をいう。
- (8) 使用申請書 事務次官通達第7項第2号に規定する書面をいう。
- (9) 部外転用契約書 事務次官通達第9項に規定する部外転用契約に係る契約書をいう。
- (10) 企業開示期間延長申請書 事務次官通達第10項に規定する書面をいう。
- (11) 担当部長 部外転用装備品等を所掌するプロジェクト管理部長又は技術戦略部長をいう。

(企業開示申請に係る手続)

第3 担当部長は、企業から別記様式第1により企業開示申請書が提出されたときは、その内容を確認した上で、当該申請書を受理するものとする。ただし、確認の結果、当該申請書に不備があるときは、当該企業に対し、補正を求めるものとする。

- 2 担当部長は、別記様式第2により、事務次官通達第8項の規定による協議に係る手続を行うものとする。
- 3 担当部長は、事務次官通達第8項の規定による協議の結果に基づき、事務次官通達第6項の規定による承認に係る手続を行うものとする。
- 4 担当部長は、前項の手続を終えたときは、企業に対し、企業開示申請を承認

するか否かを通知するものとする。

- 5 担当部長は、企業から企業開示申請を取り下げの旨の申出があった場合には、企業開示申請に係る手続を終了するものとする。

(第三者開示申請に係る手続)

- 第4 第3の規定は、第三者開示申請に係る手続について準用する。この場合において、同第1項中「別記様式第1」とあるのは「別記様式第3」と、「企業開示申請書」とあるのは「第三者開示申請書」と、同第2項中「別記様式第2」とあるのは「別記様式第4」と、同第4項及び第5項中「企業開示申請」とあるのは「第三者開示申請」と読み替えるものとする。

(部外転用申請に係る手続)

- 第5 第3の規定は、部外転用申請に係る手続について準用する。この場合において、同第1項中「別記様式第1」とあるのは「別記様式第5」と、「企業開示申請書」とあるのは「部外転用申請書」と、同第2項中「別記様式第2」とあるのは「別記様式第6」と、同第4項及び第5項中「企業開示申請」とあるのは「部外転用申請」と読み替えるものとする。

(部外転用契約等の締結手続)

- 第6 担当部長は、事務次官通達第6項に規定する部外転用申請に係る承認が得られたときは、利用に関する取決めの案及び部外転用契約書の案を作成し、それぞれ防衛装備庁長官の承認を得るものとする。

(使用申請に係る手続)

- 第7 担当部長は、企業から別記様式第7により使用申請書が提出されたときは、その内容を確認した上で、当該申請書を受理するものとする。ただし、確認の結果、当該申請書に不備があるときは、当該企業に対し、補正を求めるものとする。
- 2 担当部長は、別記様式第8により、事務次官通達第8項の規定による協議に係る手続を行うものとする。
- 3 担当部長は、事務次官通達第8項の規定による協議の結果に基づき、事務次官通達第7項第2号の規定による承認に係る手続を行うものとする。
- 4 担当部長は、前項の手続を終えたときは、企業に対し、使用申請を承認するか否かを通知するものとする。
- 5 担当部長は、企業から使用申請を取り下げの旨の申出があった場合には、使用申請に係る手続を終了するものとする。

(企業開示申請に係る承認の特例)

- 第8 担当部長は、企業から別記様式第9により企業開示期間延長申請書が提出されたときは、その内容を確認した上で、当該申請書を受理するものとする。

ただし、確認の結果、当該申請書に不備がある場合には、当該企業に対し、補正を求めるものとする。

(部外転用契約の締結の実績に関する報告)

第9 担当部長は、部外転用契約を締結した毎会計年度の実績について、翌会計年度の5月末日までに、別記様式第10により防衛装備庁長官に報告を行うものとする。

(関係部局の協力)

第10 関係部局は、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する防衛装備庁における手続の実施に関し、相互に協力するものとする。

(委任規定)

第11 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、プロジェクト管理部長及び技術戦略部長がそれぞれの所掌に属する事務について定めるものとする。

附則

- 1 事務次官通達の施行前に防衛省が開発した航空機等の民間転用に係る技術資料等の利用に関する手続について（防経航第4584号。23.4.13。以下「旧事務次官通達」という。）第9項第1号の規定により民間転用契約が締結された航空機等に係る手続（改正前の防衛省が開発した航空機等の民間転用に係る技術資料等の利用に関する事務処理要領について（装装装第10197号。28.7.15）第10の規定による手続を除く。）については、なお従前の例による。
- 2 事務次官通達の施行前に旧事務次官通達第9項第1号の規定により締結された民間転用契約については、第9中「部外転用契約」とあるのは「民間転用契約」と、別記様式第10中「部外転用契約」とあるのは「民間転用契約」と、「部外転用装備品等」とあるのは「民間転用航空機等」と、「部外転用」とあるのは「民間転用」と読み替えて、これらの規定を適用する。

別記様式第1（第3関係）

番 号
年 月 日

防衛装備庁長官 殿
(〇〇課、〇〇官又は事業監理官 (〇〇担当) 気付)

住 所
会 社 名
代 表 者 名

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の企業開示について（申請）

標記について、下記のとおり申請致します。

記

- 1 開示先
- 2 装備品等の名称
- 3 技術資料等
 - (1) 名称
 - (2) 開示を求める期間
 - (3) 用途及び利用計画
- 4 その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

添付書類：技術資料等の利用料を支払うことに同意する旨の書面

別記様式第2（第3関係）

発簡番号
発簡年月日

〇〇幕僚長 殿

防衛装備庁長官

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の企業開示申請について（協議）

標記について、別添のとおり企業開示申請があったので、企業開示申請に係る技術資料等が防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第291号。30.8.8）第6項第3号アからエまでに掲げる事項を含んでいるか否か、含んでいる場合は同項第4号又は第5号に該当するとして申請を承認することができるか否かを回答されたい。

添付書類：企業開示申請書（年月日）会社名

別記様式第3（第4関係）

番 号
年 月 日

防衛装備庁長官 殿
（〇〇課、〇〇官又は事業監理官（〇〇担当） 気付）

住 所
会 社 名
代 表 者 名

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の第
三者開示について（申請）

標記について、下記のとおり申請致します。

記

- 1 開示先
- 2 装備品等の名称
- 3 技術資料等
 - (1) 名称又は編集物の写し
 - (2) 開示を求める期間
 - (3) 用途及び利用計画
- 4 その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

添付書類：技術資料等の利用料を支払うことに同意する旨の書面（企業開示申請が行われなかった場合に限る。）

別記様式第4（第4関係）

発簡番号
発簡年月日

〇〇幕僚長 殿

防衛装備庁長官

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の第三者開示申請について（協議）

標記について、別添のとおり第三者開示申請があったので、第三者開示申請に係る技術資料等が防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第291号。30.8.8）第6項第3号アからエまでに掲げる事項を含んでいるか否か、含んでいる場合は同項第4号又は第5号に該当するとして申請を承認することができるか否かを回答されたい。

添付書類：第三者開示申請書（年月日）会社名

別記様式第5（第5関係）

番 号
年 月 日

防衛装備庁長官 殿
（〇〇課、〇〇官又は事業監理官（〇〇担当） 気付）

住 所
会 社 名
代 表 者 名

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用について（申請）

標記について、下記のとおり申請致します。

記

- 1 予定する販売先及び販売数量
- 2 装備品等の名称
- 3 用途及び利用計画
- 4 技術資料等の開示を求める期間
- 5 部外転用を行わない器材及び部位の名称
- 6 共同開発を行おうとする企業及び下請負企業の名称
- 7 その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

添付書類：利用に関する取決めを締結することについての予定する販売先の同意書

別記様式第6（第5関係）

発簡番号
発簡年月日

〇〇幕僚長 殿

防衛装備庁長官

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用申請について（協議）

標記について、別添のとおり部外転用申請があったので、部外転用申請に係る技術資料等が防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第291号。30.8.8）第6項第3号アからエまでに掲げる事項を含んでいるか否か、含んでいる場合は同項第4号又は第5号に該当するとして申請を承認することができるか否かを回答されたい。

添付書類：部外転用申請書（年月日）会社名

別記様式第7（第7関係）

番 号
年 月 日

防衛装備庁長官 殿

（〇〇課、〇〇官又は事業監理官（〇〇担当） 気付）

住 所
会 社 名
代 表 者 名

部外転用装備品等又はこれに係る技術資料等の使用について（申請）

標記について、下記のとおり申請致します。

記

- 1 部外転用装備品等又はこれに係る技術資料等の使用を希望する相手方
- 2 部外転用装備品等
 - (1) 名称
 - (2) 使用させようとする期間
 - (3) 用途及び利用計画
- 3 技術資料等
 - (1) 名称又は編集物の写し
 - (2) 使用させようとする期間
 - (3) 用途及び利用計画
- 4 その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

別記様式第8（第7関係）

発簡番号
発簡年月日

〇〇幕僚長 殿

防衛装備庁長官

部外転用装備品等又はこれに係る技術資料等の使用申請について（協議）

標記について、別添のとおり使用申請があったので、防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の利用等に関する手続について（防装庁（事）第291号。30.8.8）第7項第2号の規定により、使用申請に係る部外転用装備品等又は技術資料等の使用は、防衛省の業務に支障を及ぼすおそれがあると認められるか否かについて回答されたい。

添付書類：使用申請書（年月日）会社名

別記様式第9（第8関係）

番 号
年 月 日

防衛装備庁長官 殿
（〇〇課、〇〇官又は事業監理官（〇〇担当） 気付）

住 所
会 社 名
代 表 者 名

防衛省が開発等を行った装備品等の部外転用に係る技術資料等の企業開示期間の延長について（申請）

標記について、下記のとおり申請致します。

記

- 1 開示先
- 2 装備品等の名称
- 3 技術資料等
 - (1) 名称
 - (2) 開示を求める新たな期間
 - (3) 用途及び利用計画
- 4 その他防衛装備庁長官が必要と認める事項

添付書類：企業開示申請の承認を得た際に提出した書面及び承認文書

発簡番号
発簡年月日

防衛装備庁長官 殿
（装備政策部装備政策課 気付）

プロジェクト管理部長又は技術戦略部長

部外転用契約締結状況報告書（令和〇年度分）

部外転用装備品等の名称

部外転用契約の相手方

部外転用契約の内容

契約期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

基本額

利用率 %

基本率 %

寄与率 %

条件率 %

部外転用の成果

No.	販売先	販売価格 ※	販売台数※	利用料
1				円
2				円
3				円
計			件	計 円

防衛省への効果

--

(※) 部外転用の内容に応じて適宜修正すること。

(注) 部外転用契約を複数締結した場合は、契約ごとに作成すること。

